

摂津市住宅マスタープラン改定有識者懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成31年3月策定の摂津市住宅マスタープラン(摂津市住生活基本計画)(以下「住宅マスタープラン」という。)の改定にあたり、有識者等からの意見を聴取するため、摂津市住宅マスタープラン改定有識者懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(聴取事項)

第2条 懇談会においては、委員から次に掲げる意見を聴取するものとする。

- (1) 住宅マスタープランの策定、推進及び改定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関すること。

(組織)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから懇談会への参加を求め、委員に任命するものとする。

- (1) 住宅施策等に関する学識経験者
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 懇談会に会長を置き、前項に定める委員のうちから、互選により選出するものとする。

(運営)

第4条 懇談会は、必要のつど市長が招集し、議事の進行及び整理は、会長が行う。

2 市長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、摂津市建設部建築課に置くものとする。

(雑則)

第6条 職務に従事した委員には、報償金9,000円を支給する。ただし、関係行政機関の職員及び辞退者については、この限りでない。

2 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、住宅マスタープラン改定を策定した日限り、その効力を失う。